

京都市告示第212号

平成24年4月26日京都市告示第51号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象とならなくなった日以後の認定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成29年6月22日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人京都 藝際交流協会に対する寄 附金	京都市東山区三条通東 大路東入今小路町81 番地1F	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成24年1月 1日～平成28年 11月30日に支 出された寄附金

(行財政局税務部税制課)